

## 豊川市低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び第167条の13並びに豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号。以下「規則」という。）第18条及び第24条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、競争入札に付する建設工事のうち、総合評価落札方式による工事及び予定価格が1億円以上の工事とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 調査基準価格（契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては入札比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、別表第1に掲げる建設工事の種類については、予定価格算出の基礎となった別表第1の①から⑤に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める額とする。

(低入札価格調査における失格判断基準)

第4条 調査基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札は、失格とする。ただし、別表第2に掲げる建設工事の種類については、別表第2の建設工事の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。

- (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額未満である場合

(入札参加者への周知)

第5条 調査基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知に調査基準価格及び失格判断基準を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

(調査基準価格を下回る価格の入札)

第6条 規則第3条第1号に規定する契約担当者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格審査委員会)

第7条 前条の規定により落札者の決定を保留した入札の最低価格入札者に対し、当該最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否を審査するため、豊川市低入札価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第8条 委員会は、委員長及び委員3人をもって構成する。

2 委員会の委員長は、総務部長とする。

3 委員は、財産管理監、建設部長及び上下水道部長とする。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第9条 委員が出席できないときは、委員があらかじめ指名した代理人を出席させることができる。

(会議)

第10条 委員長は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、調査終了後速やかに会議を招集する。

2 委員会は、委員全員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認める場合には、工事担当課その他関係課へ資料の提出を求め又は関係課の職員の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第11条 委員会関係者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、総務部契約検査課に置く。

(調査等)

第13条 委員会は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者より、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から次に掲げる書類の提出を求めるとともに、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行い、当該調査の結果に基づいて最低の価格で入札を行った者を契約の相手方とすることの適否について審査するものとする。

(1) 低入札調査表(様式第1号)

(2) 低入札価格調査用工事費積算内訳書(様式第2号)

(3) 手持工事の状況(様式第3号)

(4) 手持資材の状況(様式第4号)

(5) 資材の購入先及び購入先との関係(様式第5号)

(6) 手持機械及び手持設備の状況(様式第6号)

(7) 労務者の具体的供給見通し(様式第7号)

(8) 建設副産物の搬出予定の状況(様式第8号)

(9) 下請予定業者及び予定下請金額(様式第9号)

(10) 契約保証の予定会社の名称等(様式第10号)

(11) 経営状況(経営事項審査通知書の写し等)

(12) その他契約担当者が必要と認める資料

2 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは最低の価格で入札を行った者を落札者とし、履行がされないおそれがあると認められるときはその者を落札者とせず予定価格の範囲内においてその者に次ぐ低価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

3 前2項の規定は、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合に準用する。

4 前2項の規定により、契約の相手方を決定した場合には、速やかに書面又は口頭をもって、その旨を入札に参加した者に通知するものとする。

（調査基準価格の公表）

第14条 調査基準価格の公表については、当該入札の開札後速やかに行うものとする。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については、委員会が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月11日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行い、かつ、同年10月1日以降に契約する競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

別表第1（第3条関係）

建設工事の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	

別表第2（第4条関係）

建設工事の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	<p>○入札金額の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額未満である場合</p> <p>ア 機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額</p> <p>イ 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>○入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額未満である場合</p> <p>ア 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>イ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	<p>○入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額未満である場合</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額未満である場合</p> <p>ア 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>イ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	<p>○入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額未満である場合</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額未満である場合</p> <p>ア 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>イ 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>